

自動車安全運転センター法の一部を改正する法律

(平成一五年五月三〇日法律第五一号)

一、提案理由(平成一五年四月一八日・衆議院内閣委員会)○谷垣国務大臣 ただいま議題となりました自動車安全運転センター法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、特殊法人等改革基本法に基づき平成十三年十二月に策定された特殊法人等整理合理化計画の実施の一環として、自動車安全運転センターを民間法人化するため、政府の出資、役員の選任等に係る政府の関与の縮小等について所要の改正を行うものであります。

次に、この法律案の内容の概要につきまして御説明申し上げます。

第一は、自動車安全運転センターに対する政府の関与を最小限とするための措置を講ずるものであります。

その一は、自動車安全運転センターに対する政府の出資に関する規定を廃止するものであります。

その二は、役員の選任方法につきまして、自動車安全運転センターの自主性を尊重するため、国家公安委員会による理事長及び監事の任命制を認可制に改めるものであります。

その三は、国家公安委員会による資金計画の認可制及び財務諸表の承認制を廃止するなど、自動車安全運転センターへの政府の関与を最小限とするための改正を行うものであります。

第二は、運転免許を受けた者で自動車の運転に関し高度の技能及び知識を必要とする業務に従事するもの等に対する研修を第一の業務と位置づけるなど、自動車安全運転センターが行う各業務の位置づけを見直すものであります。

その他所要の規定の整備を行うことといたしております。

なお、この法律は、平成十五年十月一日から施行することといたしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同賜らんことをお願い申し上げます。

二、衆議院内閣委員長報告(平成一五年五月六日)

○佐々木秀典君 ただいま議題となりました自動車安全運転センター法の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、特殊法人等改革基本法に基づき策定された特殊法人等整理合理化計画の実施の一環として、自動車安全運転センターを民間法人化するため、政府の出資、役員の選任等に係る政府の関与の縮小等について所要の改正を行うものであります。

本案は、去る四月十七日本委員会に付託され、翌十八日谷垣国家公安委員会委員長から提案理由の説明を聴取いたしました。同月二十五日質疑を行い、採決いたしましたところ、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議（平成一五年四月二五日）

政府は、本法の施行に当たっては、次の事項について十分配慮すべきである。

- 一 自動車安全運転センターの財政の自立性の確保、業務運営の適正化等を図る観点から、自動車安全運転センターが行う研修業務において、収支の改善に努めつつ、更なる業務の効率的実施を進めるよう指導監督すること。
- 二 自動車安全運転センターが行う交通事故証明等の業務において、客観的な事業評価の指標を設定した上で、外部評価を実施するとともに、外部評価の内容を国民に分かりやすい形で情報提供するよう指導監督すること。
- 三 自動車安全運転センターが行う調査研究業務において、研究課題の設定、実施体制の決定及び研究期間終了後の研究成果について、厳格な外部評価を求め、評価結果を研究資源配分等に反映させるとともに、研究成果及び外部評価の内容を国民に分かりやすい形で情報提供するよう指導監督すること。
- 四 自動車安全運転センターに対し、「特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準」に基づき、役員等の定数、選任方法、任期、所管官庁出身者の割合及び報酬等について、適切に指導監督すること。
- 五 自動車安全運転センターの民間法人化に当たっては、職員の雇用安定及び良好な労働関係の維持に努めること。

三、参議院内閣委員長報告（平成一五年五月二三日）

○小川敏夫君 ただいま議題となりました法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、平成十三年十二月に策定された特殊法人等整理合理化計画の実施の一環として、自動車安全運転センターを民間法人化するため、政府の出資、役員を選任等に係る政府の関与の縮小等について所要の改正を行おうとするものであります。

委員会におきましては、民間法人化の理由、自動車安全運転センター役員への天下り問題、同センターにおける個人情報保護の在り方、民間法人化後の会計検査院の検査対象、外部評価の実効性等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

昨日、質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して吉川理事より反対の旨の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し三項目から成る附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議（平成一五年五月二二日）

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用に遺憾なきを期すべきである。

- 一、自動車安全運転センターの民間法人化に当たり、民間人の活用及び地方組織の充実を図るとともに、同センターの財政の自立性確保、業務運営の適正化等を図る観点から、収支の改善及び更なる業務の効率化に努めるよう促すこと。
 - 二、「特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準」が遵守されるように、自動車安全運転センターの所管官庁出身者の割合等役員の選任及び情報公開等に関し、適切に実施されるようにすること。
 - 三、自動車安全運転センターが行う業務について、厳格な外部評価を行い、評価結果を業務等に適切に反映させるとともに、国民に分かりやすい形で情報提供させること。
- 右決議する。